別表第四十二（第七条第二項関係）〔平成31年3月までの間に平成6年改正法附則第11条第7項第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

平成6年改正法附則第11条第7項第3号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成29年	
		4月	10月
		円	円
平成29年	5月	16,440	—
	6月	32,820	—
	7月	49,150	—
	8月	65,420	—
	9月	81,650	—
	10月	97,820	—
	11月	113,930	16,440
	12月	130,000	32,820
平成30年	1月	146,010	49,150
	2月	161,970	65,420
	3月	177,880	81,650
	4月	193,730	97,820
	5月	209,390	—
	6月	225,000	—
	7月	240,560	—
	8月	256,070	—
	9月	271,520	—
	10月	286,930	—
	11月	302,290	—
	12月	317,590	—
平成31年	1月	332,850	—
	2月	348,060	—
	3月	363,210	—